○農林水産省告示第二百二十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年一月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

1　輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第10291号、輸第10292号、輸第10293号、輸第10558号、輸第12370号、輸第12371号、輸第12372号、輸第12373号、輸第12423号、輸第12458号、輸第12463号、輸第12494号、輸第12501号、輸第12502号、輸第12551号、輸第12596号、輸第12634号、輸第13023号、輸第13032号、輸第13285号、輸第13469号、輸第13624号、輸第13639号、輸第13683号、輸第13689号、輸第13711号、輸第13712号、輸第13715号、輸第13738号、輸第13777号、輸第100153号、輸第100154号、輸第100196号、輸第100315号、輸第100358号、輸第100535号、輸第100911号、輸第101166号、輸第102617号、輸第102934号、輸第103229号、輸第103278号、輸第103279号、輸第103448号

変更前　熊本県八代市千丁町新牟田521番地

変更後　熊本県八代市千丁町太牟田1957番地

2　肥料の名称の変更

登録番号　生第102405号

変更前　田舎堆肥

変更後　汚泥発酵肥料田舎堆肥

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

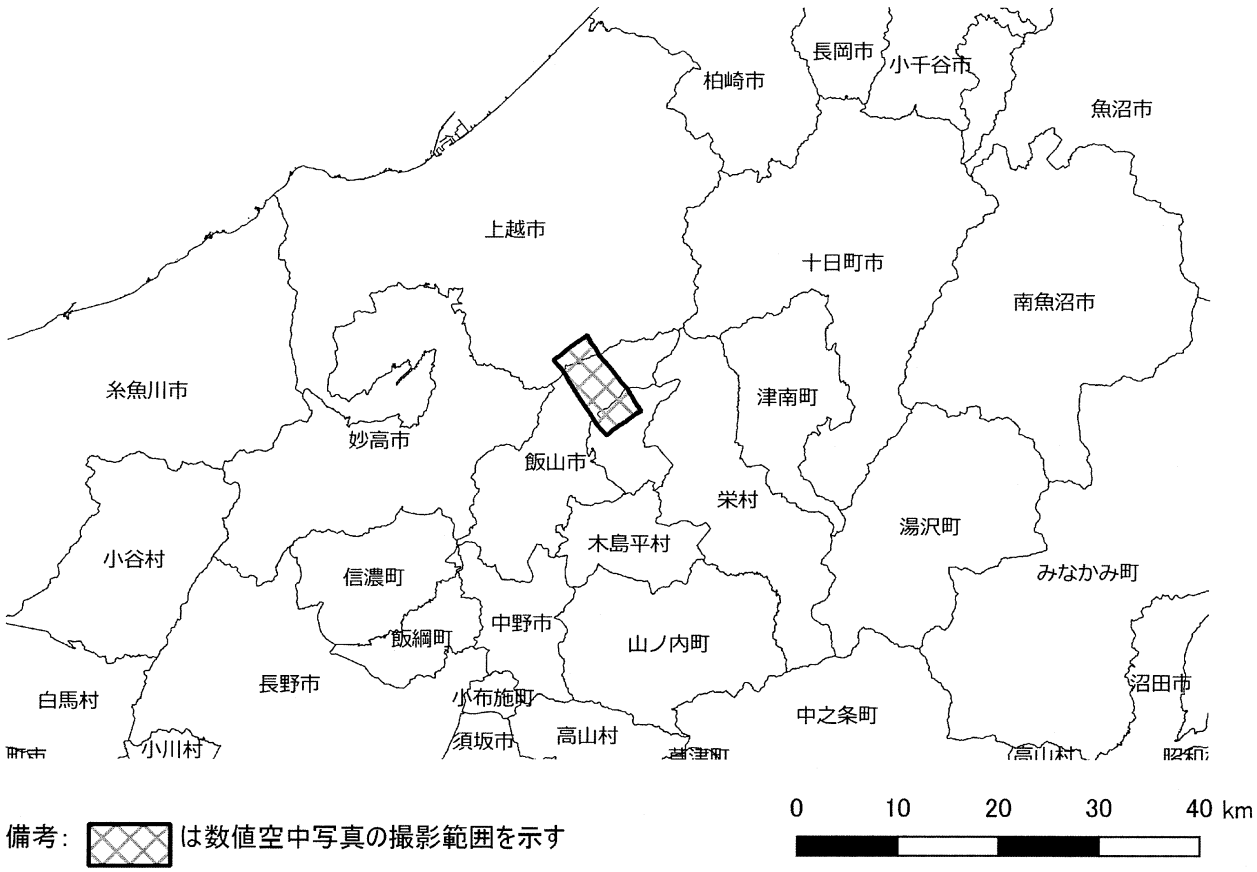
平成30年1月29日

国土交通大臣　石井　啓一

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区（地方）	撮影	摘要
数値空中写真	15cm相当	平成29年	ＣＣＢ－2017－7	飯山	デジタル	72枚
〃	20cm相当	〃	ＣＫＫ－2017－2	丹波	〃	107枚
〃	〃	〃	ＣＫＫ－2017－3	紀伊田辺	〃	190枚
〃	〃	〃	ＣＫＫ－2017－4	大阪	〃	242枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2017－4	平戸	〃	197枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2017－5	福智	〃	74枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2017－6	うきは２	〃	120枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2017－7	阿蘇	〃	131枚

備考　空中写真の刊行日　平成30年1月30日

飯山地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す